

亡くなられた方の情報

お名前	
住 所	
生年月日	年 月 日

死亡年月日	令和 年 月 日
葬儀の日	令和 年 月 日

手続年月日: 年 月 日

	手続が必要な方	該当	済	届出・手続の種類	手続き場所
住民関係	ア 亡くなられた方が世帯主で、残った世帯員が2人以上いる方			世帯主変更届 (死亡日から14日以内)	市民課 (1階③番窓口) ☎(0848) 67-6051 または各支所
	イ 亡くなられた方が世帯主で、世帯員が国民健康保険に加入している方			国民健康保険の異動届	
国民健康保険・後期高齢者医療	ウ 国民健康保険に加入している方			国民健康保険の異動届 葬祭費の請求	
	エ 後期高齢者医療に加入している方			資格確認書の返還 葬祭費の請求	
	オ 65歳以上の方または介護認定を受けている方			介護保険の資格喪失届	
介護保険・高齢者	カ 敬老優待乗車証または乗船券をお持ちの方			敬老優待乗車証等の返還	
	キ 国民年金に加入中の方 (65歳未満) 国民年金のみを受給している方(65歳以上)			死亡届 未支給年金の請求	
年金	ク 厚生年金を受給している方 遺族厚生年金の請求がある方 ※年金相談(手続き)は予約してお近くの窓口でお気軽に			●お電話で相談予約をされる際に、年金事務所にお問い合わせください。 ※三原年金事務所は興生総合病院の北側です。	三原年金事務所 ☎(0848) 63-4111 ①→②
	ケ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方			身体障害者手帳等の返還	障害者福祉課 (1階⑨番窓口) ☎(0848) 67-6060 または各支所
福祉医療	コ 重度障害者医療費を受給している方			受給者証の返還	
	サ 次の手当を受給している方 特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当			受給者の死亡届	
	シ 障害者優待乗車証または乗船券をお持ちの方			優待乗車証等の返還	
	ス 特別児童扶養手当を受給している方 (または子)			喪失届または額改定届 ※受給者の変更や未支払手当の請求が必要な場合があります。	
	セ 被爆者健康手帳をお持ちの方			被爆者健康手帳の返還 被爆者葬祭料支給申請	

	手続が必要な方	該当	済	届出・手続の種類	手続き場所
税金等	ソ 固定資産税が課税されている方 市内に土地・家屋を所有している方 ※亡くなられた方が市内に土地・家屋をお持ちの場合は現所有者(相続人)の申告が必要です。			固定資産現所有者(相続人)申告書	資産税課 (2階⑤番窓口) ☎(0848) 67-6032 または各支所
	タ 市県民税が課税されている方 軽自動車税が課税されている方 ※死亡届提出後の市県民税と保険税(料)について死亡届提出後の軽自動車税の手続きについて □座振替の手続きについて			相続人代表者届 ※相続人代表者届出書 (市県民税・軽自動車税)	市民税課 (2階④番窓口) ☎(0848) 67-6030 または各支所
	チ 国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料のいずれかが課税されていて、書類の送付先を指定したい方			国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険 別途送付先住所申出書	
	ツ 市税・料金等を口座振替されている方 ※料金等…介護保険料、後期高齢者医療保険料			登録口座の廃止 納付書の交付	本庁2階 税制収納課 (③番窓口) ☎(0848) 67-6034
子育て	テ ひとり親家庭等医療費を受給している方 乳幼児等医療費を受給している方			受給者証の返還	子育て支援課 (2階⑦番窓口) ☎(0848) 67-6045 または各支所
	ト 児童手当を受給している方(または子)			喪失届または額改定届 ※受給者の変更や未支払手当の請求が必要な場合があります。 ●受給者が亡くなられた時は子の通帳(受給対象となっている一番上の子)	
	ナ 児童扶養手当を受給している方(または子)				
農地	ニ 交通事故により保護者を亡くされた義務教育終了前の方 ※交通遺児激励金制度			交通遺児激励金支給申請 (子育て支援課までお問い合わせください。)	子育て支援課 (2階⑦番窓口)
	ヌ 農地をお持ちの方で、耕作権の相続が発生し、引き続き相続人が耕作する場合 ※農地の相続等の届出のお願い			農地法第3条の3第1項の規定による届出 ●固定資産税課税明細や名寄帳 (相続した農地の地番がわかるもの)	農業委員会事務局 (3階⑧番窓口) ☎(0848) 67-6144 または各支所
犬	ネ 犬の飼い主がお亡くなりの方			犬の登録事項の変更	生活環境課 (3階②番窓口) ☎(0848) 67-6179
水道	ノ 水道使用者がお亡くなりの方			使用中止または使用者変更の申出 料金の請求先変更の申出 ●電話、ホームページの届出フォームへの入力、電子メールにより、料金係へご連絡ください。	広島県水道広域 連合企業団三原 事務所 ☎(0848) 64-2243
登記	ハ 相続登記をお考えの方 ※みなさん、不動産を相続したら、登記ですよ			広島法務局尾道支局 ☎(0848)23-2882 までお問い合わせください。	

※表中の下線が引いてあるものは、死亡後の手続きの案内封筒に入っています。

- 三原市役所 〒723-8601 広島県三原市港町三丁目5番1号 ☎(0848)64-2111
- 本郷支所 〒729-0495 広島県三原市本郷南六丁目3番10号 ☎(0848)86-1111
- 久井支所 〒722-1492 広島県三原市久井町和草1906番地1 ☎(0847)32-7111
- 大和支所 〒729-1492 広島県三原市大和町下徳良111番地 ☎(0847)33-0222
- 広島県水道広域連合企業団三原事務所 〒723-0065 広島県三原市西野五丁目14番1号 ☎(0848)64-2243